

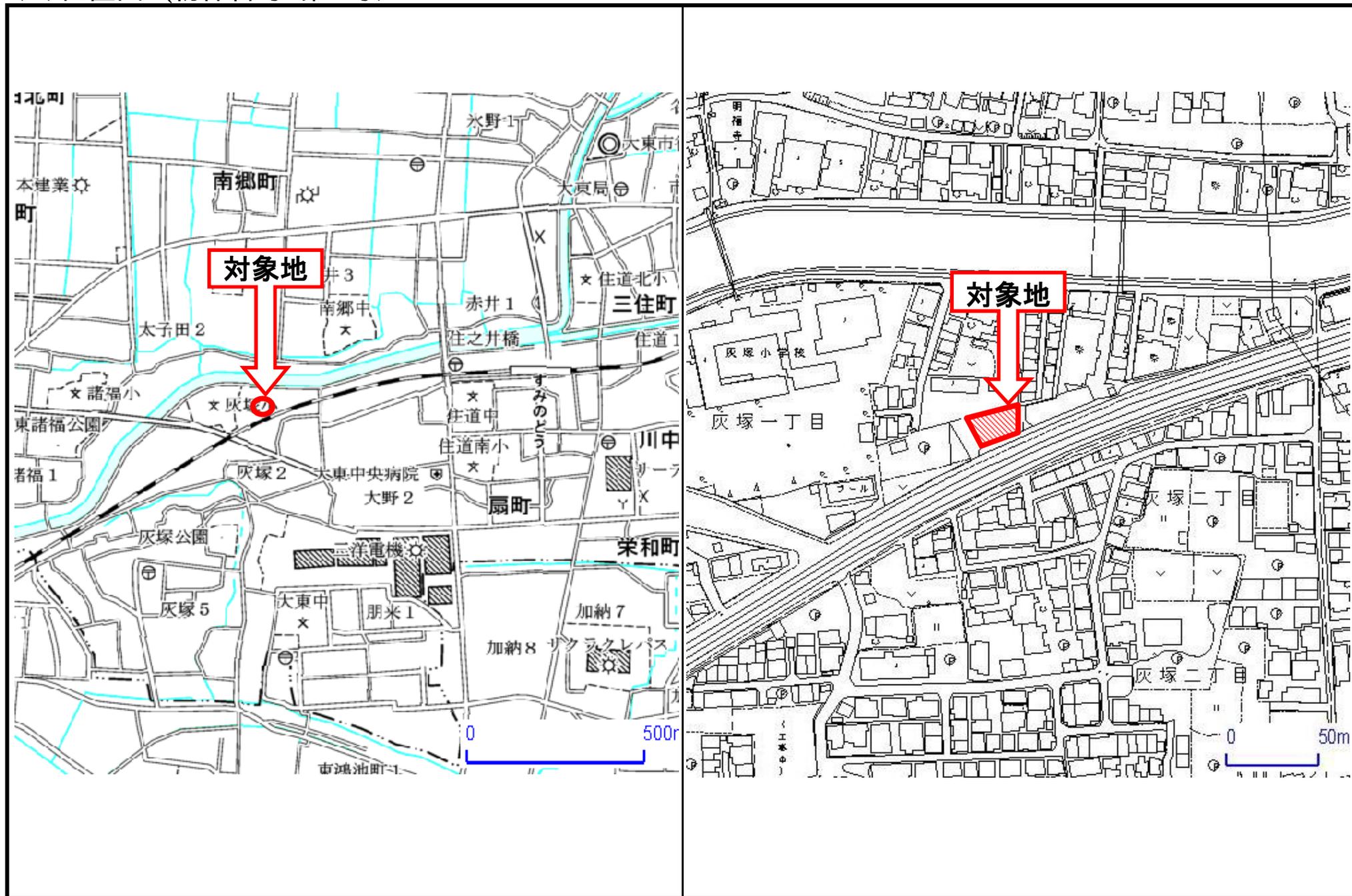
# 物 件 明 細

物件番号	所在地 (住居表示)	大東市灰塚一丁目1272番2の一部 (大東市灰塚一丁目2番3号)	地目	田	交通 機関	JR学研都市線 住道駅 西 約800m	最 低 使用料 (年額)	658,400円/年	
1									
土地の概要					特記事項				
面積	使用許可対象面積 435.96 m <sup>2</sup>				<p>1 平面駐車場(コインパーキングを含む)等平面利用を想定しております。</p> <p>2 対象地への車両等の出入りについては、現在南側市道に面して出入り口がありますが、大東市役所及び四条畷警察署と協議し、許可を得てください。また、ネットフェンスなどの施設又は工作物の撤去、形状変更等については、大阪府寝屋川水系改修工営所と協議してください。なお、撤去、形状変更及び整備に要する費用は、全て使用者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府寝屋川水系改修工営所 維持管理課 河川管理グループ 電話06-6962-7662 大東市 街づくり部 道路課 電話 072-872-2181(代) 大阪府四条畷警察署 交通課 電話 072-875-1234(代)</p> <p>3 開発行為及び建築行為の際は、大東市と協議してください。 (お問い合わせ先) 大東市 街づくり部 建築課 電話 072-870-9668(代)</p> <p>4 雨水や汚水の排水が生じる利用をする場合は、道路及び既設集水桝等へは流さないでください。 排水等の処理については、大東市と協議してください。 (お問い合わせ先) 大東市上下水道局下水道施設課 電話 072-871-1197(代)</p> <p>5 対象地付近の電柱及び電線等の移設又は撤去はできません。</p> <p>6 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て使用者において行ってください。</p> <p>7 対象地外の府所有地(ネットフェンスの周辺など)についても、対象地と同様に良好な管理を行ってください。</p> <p>8 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。上記の者による実地調査等で、対象地にある施設が支障になる場合は、大阪府が指定する期日までに施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動等に必要な費用等については、使用者の負担となります。</p>				
接面道路 の状況	南側 : 市道 幅員(歩道)約 4.0m 舗装有・高低差 無 幅員(車道)約 4.0m 舗装有								
法令に 基づく 制限	都 市 計画法	市街化区域内			<p>5 対象地付近の電柱及び電線等の移設又は撤去はできません。</p> <p>6 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て使用者において行ってください。</p> <p>7 対象地外の府所有地(ネットフェンスの周辺など)についても、対象地と同様に良好な管理を行ってください。</p> <p>8 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。上記の者による実地調査等で、対象地にある施設が支障になる場合は、大阪府が指定する期日までに施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動等に必要な費用等については、使用者の負担となります。</p>				
		用途地域	第二種中高層住居専用地域						
	地域地区								
	建ぺい率	60%	容積率	200%					
その他の 法令等									
その他条件									
供給 処理 施設 の 状況	区分	配管等の状況		照会先及び電話番号					
	公営 水道	本管	引込管	大東市上下水道局水道施設課 072-871-1195					
		無(南側市道)	無						
	電気	配電線	引込線	関西電力(株)守口営業所 0800-777-8016					
		有(隣接市道)	無						
	都市 ガス	南側本管	引込管	大阪ガス(株)マップメンテセンター 06-6202-2141					
有(南側市道)		無							
公共 下水道	本管	引込管	大東市上下水道局下水道施設課 072-871-1197						
有(南側市道)	無								

次項に続く

特記事項	特記事項
<p>9 対象地は、過去の公募により落札された現使用者がいます。 現使用期間は最長で平成28年2月3日までとなっておりますので、本公募による使用開始日は平成28年2月4日からとなります。</p> <p>また、現地に設置されている施設の一部は、現使用者の所有施設となりますので、それらの施設を継続して使用される場合は、使用開始日までに予め現使用者と譲渡等の協議を行ってください。</p> <p>なお、大阪府は現使用者と本公募により決定された使用者との譲渡契約等には一切関与しません。</p> <p>10 使用許可期間の更新については、募集要項【4 使用許可物件の募集条件】(2)使用許可の期間 ② のとおりであり、使用期間の最長は平成33年2月3日までとしますが、使用許可期間満了後、当該地は府が行う事業の進捗状況によっては次期公募を見合わせる場合があります。</p>	

(1)位置図 (物件番号:第1号)



(2) 平面図 (物件番号: 第1号)

